

「こども・子育て応援 とやま賞」顕彰事業実施要領

この要領は、富山県表彰規則第 13 条に基づき、「こども・子育て応援 とやま賞」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 1 条 富山県内において、地域におけるこども・子育て支援等に積極的に取り組む、成果をあげている優れた個人、団体、企業又は事業者を顕彰することで、こども・子育て支援に県民総参加で取り組む気運の醸成を図ることを目的とする。

(顕彰対象)

第 2 条 顕彰は年 7 件を目途とし、別表に掲げる地域におけるこども・子育て支援に積極的に取り組んでいる個人、団体、企業又は事業者に対して、賞状及び副賞を授与して行うものとする。

(募集方法)

第 3 条 募集は県の広報媒体などを活用して顕彰対象を公募し、次の各号いずれかにより行うものとする。

- (1) 個人、団体、企業又は事業者からの応募によるもの
- (2) 関係団体や市町村からの推薦によるもの

(検討会の設置)

第 4 条 顕彰される個人又は団体を選出するため、知事はあらかじめ別に定める検討会の意見を聴くものとする。

(事前調査の実施)

第 5 条 検討会の開催にあたり、必要に応じて事前に応募のあった個人又は団体の実地調査を行う。

(庶務)

第 6 条 表彰に関する庶務は、厚生部こども家庭室こども政策課において行う。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、特に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 21 年 6 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

知事賞選出基準

次に掲げるような、地域において子育てしやすい社会環境づくりやこども・子育てを応援する活動に取り組む、個人、団体、企業又は事業者を顕彰する。

事 項	具体的な事例
1 地域におけるこども・子育て支援に功績をあげている者（個人又は団体）	・子育て家庭の育児の負担や不安の軽減、親の子育て力を高める活動を実施している。 ・子育て家庭を支援する人材の養成等を実施している。 ・子育て家庭に有益な情報を提供する活動を実施している。 ・こども食堂等こどもの居場所づくりに係る活動を実施している。 ・ひとり親家庭やヤングケアラーを支援する活動を実施している。 ・ピア・サポートなど困難を抱えるこどもに寄り添う活動を実施している。 ・母子保健の推進やこどもの健康増進に資する活動を実施している。 ・その他、こどもや子育て家庭を支援する活動を実施している。
2 地域におけるこども・子育て支援に功績をあげている者（企業又は事業者）	・子育て家庭等を対象としたイベントを開催し、子育てを地域全体で行う気運の醸成に寄与している。 ・小中学校等への出前講座や、職場体験等学校教育への貢献活動を実施している。 ・子連れでのおでかけを推進する取組みや環境整備を実施している。 ・こども食堂への継続的な寄附等、こども・子育て支援に取り組む団体を支援する活動を実施している。 ・とやま子育て応援団事業に協賛し、事業について独自で自社イベントやホームページ・チラシ等を取り上げたり、サービス内容の改善に取り組む等、積極的に利用促進に努めている。 ・その他、こどもや子育て家庭を支援する活動を実施している。